

自動車税の減免(災害により損害を受けた自動車)について

震災、風水害、火災その他これに類する災害により、所有する自動車が損害を受けた場合において、修繕した後に継続して運行の用に供する自動車は、申請により自動車税が減免されます。

※1 災害により滅失した自動車(修繕できない自動車)は、速やかに運輸支局にて抹消登録を行ってください。

※2 抹消登録に時間がかかる場合には、県税事務所までご相談ください。

減免の対象となる損害の程度

修繕費から保険等で補填される金額を控除した金額が、災害を受けた日の属する年度における当該自動車に係る自動車税の年額の2倍を超えること。

<計算式>

(修繕費－保険等で補填される金額) > 災害を受けた日の属する年度の自動車税の年額 × 2

(例1) 100,000円－20,000円 > 34,500円 × 2 → 減免の対象となります。

(例2) 50,000円－10,000円 < 34,500円 × 2 → 減免の対象となりません。

減 免 額

災害を受けた日の属する年度における当該自動車税の2分の1の額に相当する額。

申請の受付期間

災害を受けた日の属する月の末日から2月以内

申請に必要な書類

1 減免申請書(様式第110号の2)

2 災害を受けたことを証する書類(市町村、消防署又は警察署等の公の機関が発行する書類)※

3 損害を受けたことを証する書類(修繕費及び保険等で補てんされる金額を証明する書類)

※ 提出が困難な場合には、当該自動車が災害を受けたことを確認できる写真等。

4 マイナンバー確認書類 ※詳しくは県税事務所にお問い合わせください

申 請 先

受付時間8:30-17:15	電話	住所	管轄区域(車検証上の住所地)
水戸県税事務所	029-221-6605	〒310-0802 水戸市柵町1-3-1(水戸合同庁舎1階)	水戸市、笠間市、小美玉市、 茨城町、大洗町、城里町
常陸太田県税事務所	0294-80-3314	〒313-8666 常陸太田市山下町4119(常陸太田合同庁舎1階)	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、 ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、栗海村、大子町
行方県税事務所	0299-72-0482	〒311-3893 行方市麻生1700-6(行方合同庁舎1階)	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市
土浦県税事務所	029-822-7205	〒300-0051 土浦市真鍋5-17-26(土浦合同庁舎第1分庁舎1階)	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、 つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、 つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町
筑西県税事務所	0296-24-9190	〒308-8511 筑西市二本成615(筑西合同庁舎1階)	古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、 坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町

そ の 他

自動車の抹消登録に関するお問い合わせ先

・ 茨城運輸支局

・ 茨城運輸支局土浦自動車検査登録事務所

茨城県水戸市住吉町353

茨城県土浦市卸町2-1-3

TEL050-5540-2017

TEL050-5540-2018

記載例(みほん)

様式第110号の2

自動車減免申請書 (障害者に係るもの以外のもの)												
茨城県	県税事務所長 殿	※1 発 信 年 月 日										
	年 月 日 提出	通信日付印	確認者									
登録 番号	水戸300さ1234											
申 請 者 (納税義務者)	住 所	水戸市笠原町978-6										
	氏 名	茨城 太郎										
	個人番号又は 法人番号※2	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1
所 有 者 又は使用者 ※3	住 所											
	氏 名											
減免を申請する年度 及び納税通知書番号	年度	納税通知書 番 号	第	号								
自家用又は事業用の別	自 家 用			事 業 用								
減免を受けようとする理由	竜巻被害による											
摘 要												

※1 欄は、記載しないこと。
※2 欄は、定期課税に係る自動車税の減免申請をする場合にのみ記載すること。また、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
※3 欄は、所有者又は使用者が納税義務者と異なる場合に記載すること。

注 1 災害減免申請
(1)申請期限 災害を受けた日の属する月の末日から2月以内
(2)添付書類等
(ア) 市町村長又は警察署長等の公の機関の発行した災害を受けたことを証明する書類
(イ) 災害を受けた自動車について、修繕のために支出した金額の明細及び災害を受けたことにより保険金、賠償金等によって補てんされる金額を証する書類
(ウ) 共有している自動車については、摘要欄に共有者について記載すること。

2 社会福祉法人の減免申請
(1)申請期限 普通徴収によるものにあつては納期限、証紙徴収によるものにあつては登録申請の日から30日以内
(2)添付書類 (ア) 当該法人の登記事項証明書 (イ) 当該法人の設立許可書の写し
(ウ) 当該法人の定款の写し
(エ) 当該自動車の運行実績を証する書類の写し又は今後の運行予定表の写し
(オ) 自動車検査証の写し(証紙徴収の場合に限る。)

減免申請を登録申請の日の翌日以降に行う方(申請前に納付済の方)へ

還付金の口座払いを希望する場合は、以下に納税義務者ご本人の預金口座を記入のうえ、減免申請を行ってください(納税義務者が個人の場合、受取口座を選択してください)。

【受取口座(個人のみ)】

- 公金受取口座を利用する(口座情報の記入不要)※事前にマイナンバーへの公金受取口座登録が必要です。
 以下の振込口座を指定する 抹消等の自動車税還付金も口座振込となります。

税務 銀行(金庫・組合) 県庁支 店・所 預金種別 (1 普通)・2 当座)
(フリガナ) イバラキ タロウ
口座番号 1234567 口座名義人 茨城 太郎